

第 183 回国会 衆議院 法務委員会 第 4 号 平成 25 年 3 月 22 日

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

冒頭、谷垣大臣は、私が自民党の京都 6 区の候補者になるときの選考委員長でございまして、その後も何くれとなくお世話になりましたこと、本当にありがとうございます。そして、今回の私の国会の初質問が谷垣大臣の所管の法務委員会であるということをお大変うれしく思いますし、また光栄に思います。どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。本日は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について御質問をいたします。

さて、平成 13 年に、司法制度改革の議論がなされる中で、最高裁判所は、裁判所の人的体制の充実についての司法制度改革審議会からの照会に対して、平成 14 年度から 10 年程度で約 500 人の裁判官の増員が必要であるという回答をしていると思います。そして、これは、平成 12 年の実績をもとに 500 人という試算がなされているものと思われまじけれども、こういった答申のもとに、平成 14 年から 24 年までの間、10 年間でおよそ 600 人の裁判官の増員が実施をされているところだと思えます。

そして、そもそもこの改革の目的というのは、裁判の迅速化や、またあるいは合議によるものをふやすということがあったと思いますけれども、現在の地方裁判所の民事訴訟を見ても、審理期間が平成 12 年で 20・3 カ月、そして目標がこれを 12 カ月にすることであったというふうに聞いておりますけれども、平成 24 年でも、19・2 カ月ということではほとんど変わっていないわけですね。

そして、こういった審理期間を短縮するには、もちろん、こういった裁判官を増員するなどの裁判所の努力というものも必要だと思いますけれども、裁判所側の、裁判官の努力だけではなくて、裁判の進め方など弁護士の皆さんとの協力というものも欠かせないんだろうと思います。

そこで、お伺いをしたいと思うんですけれども、裁判の迅速化や審理の合理的な進め方など、審理期間の短縮について、弁護士会さんの方と協力要請や意見交換などを行っているかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○永野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

委員御指摘のように、審理期間の短縮化は、裁判所の努力とともに、訴訟代理人による訴訟活動によることも大きいことから、裁判所としては、弁護士会とも協力しながら運用改善を図っていかねばならないというふうに考えております。

このため、全国各地の裁判所におきましては、各地の実情に応じて、形式や回数こそ異なりますけれども、訴訟の運用改善を目的として、弁護士会との間で協議会や意見交換会を実施しているところでもあります。

また、特に、最近では若手の弁護士が増加してきていることもありまして、新たに、若手の弁護士と若手の裁判官との意見交換を行う、あるいは弁護士の研修に講師として裁判官を派遣するなど、さまざまな工夫を行っているところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

迅速な審理は、法の信頼性にもつながりますし、それから時間と費用の軽減にもつながっていくと思います。これは本当に、裁判所だけではなくて、ぜひとも法曹界を挙げて総力で実現に取り組んでいただきたいと思います。

次に、今回の裁判所の職員の定員についてお尋ねをしたいと思います。

裁判官を32名増員するに伴って、裁判所の職員を33名減らすということが今回の提案の内容になっていますけれども、この職員33名減の内訳を見ますと、書記官を48名ふやす、そして速記官を5名減、事務官等を10名減、そして技能労務職員66名減ということになっています。

特に、この技能労務職員の方々の減少が大きくなっているわけです。そして、この10年間を見ても、この職種で800人ほどの人員削減をしているというわけですが、この技能労務職員という方々はどのような仕事をしておられる方々なのか、そして、その人員削減はどのような方法で行われているのかをお答えいただければと思います。

○戸倉最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

今委員御指摘の裁判所の定員削減、技能労務職員で66人ということでございますが、技能労務職員と申しますのは、庁舎の清掃あるいは警備あるいは電話交換といった庁舎管理等の業務に従事している職員でございます。

これらの職員につきましては、今増員をお願いしております裁判部門に携わる職員とは異なりまして、私どもの方でも、いろいろな合理化によって削減も検討可能な職種であるということで、これまでも削減に努力してまいったわけでございます。

この具体的な削減の方法につきましては、これらの職員が定年等で退職いたしました際には、例えば、清掃等のアウトソーシングが可能か、あるいは交換業務については自動化が可能かといった、代替的な方法が可能かどうかを慎重に検討いたしまして、それで大丈夫だということになりました際に、その部分を削減に充てておるところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

ここで1つ大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、今お答えのとおり、技能労務職員の方々の人員削減が行われているということでございます。そして、今、日本では少子化

というものが大きな問題になっているわけですね。これはさまざまな原因が考えられると思うんですけども、その 1 つの大きな原因に、若い人たちに安定した仕事がないということがあると思います。

今のお答えのように、定年退職後の人員補充が行われなかったということは、言ってみれば、これは若い人たちの仕事を逆に減らしているということにもつながっているのではないかと、そしてこれが少子化を助長することにもつながっているのではないかと、大変危惧するわけです。

そしてまた、少子化というだけではなくて、格差社会ということも問題になっています。

この格差社会という問題は、かつての日本は、一億総中流と言われたように、普通に学校を出れば、普通に就職ができて、普通に安定的な生活が送れて、その安心感があったからこそ、普通に結婚もできて、普通に子育てもできたのではないかと。そういった安心感があったのがかつての日本の社会ではないかと思うんですね。

今お答えにあったとおり、技能労務職員という方々は、そんなに学歴がなくても、真面目に働こうと思ったら働ける職種の方々が働いていた職種だったと思いますけれども、大学を出ていなくても、またあるいは特別な資格を持っていなくても、普通に真面目に働けば普通に生活ができる、そういった安心感が昔の日本にあったのではないかと思います。

自民党も、額に汗して頑張る人が報われる社会をつくるということはずっと掲げて頑張っているわけですが、もちろん、財政が厳しい中で政府の支出を削減しなくてはならないということはわかりますけれども、こういったことでそういった職員の数を減らすということが、少子化問題とか格差社会、またあるいは雇用対策といった面から、それが日本の社会の将来にとって本当にいいことなのか、こういった方向で考えていったらいいのかということについて、ちょっと大臣の所見をお伺いできればと思います。

○谷垣国務大臣 安藤委員の御質問にお答えをしなければならぬんですが、私は、この委員会の答弁の姿勢として、私は法務行政を所管している大臣としてここに立たせていただいておりますので、自分と余り直接関係のないところを無責任にべらべらしゃべるのは控えようと思っております。ですから、今の御議論の角度から申し上げますと、今回の裁判所職員の減員は、裁判所における事務の効率化とかあるいは合理化という努力に伴うものであろうと認識しているわけです。

ただ、大きな方向からいいますと、安藤委員の御疑問は私も共有するところがあるわけです。

それで、このところの大きな行政の流れ、政治の流れというのは、どちらかというと、政府は小さい政府でやっていこう、そして、特に行政府を小さな行政府にしていく。この司法改革の考え方の中にも、あるいは私の理解が間違っているかもしれませんが、行政が小さな行政になっていけば、事後的救済というものはもう少し、質、量、やることがふえてくるのではないかと、この発想があったらいいと思います。

しかし、全体に小さな政府にしていこうというのは、民間の中でむしろ雇用や何かをつくっていただくという発想でもありました。ですから、このしばらくのいろいろな政策の流れは、そういうところで来たと思っております。

そこで、小さな行政で民間が大きくなったのかならないのかというような評価をしなければならないというところに来ているのではないかというふうに私は思います。

一般論で申しますと、そういう流れの中での雇用政策というか、そういうところになかなか、実は、行政の中には、このところも私の役所でもなかなか十分若い方を雇用できなくて、世代間の間が開いてしまうというようなことが全くないとは言えない、悩みの1つであることは事実でございます。そこらあたりをどう解決していくか、我々もまた知恵を絞っていかなければいけない、このように思っております。

○**安藤委員** ありがとうございます。

けさも自民党の部会で少子化対策の部会をやっておりましたけれども、これは本当に日本の社会を挙げて対策をしていかななくてはならないと思っておりますが、ぜひさまざまな場面でまた御議論をさせていただければと思います。

次に、司法制度改革についてお伺いをしたいと思います。

裁判官の増員も司法制度改革の一環で行われているものと認識をしておりますけれども、司法制度改革の一環として、法曹人口を増加させるということが掲げられています。

現在、司法試験制度が改革をされてから司法試験の合格者がふえて、近年では弁護士の就職難ということも問題になってきております。この点だけを見ると、合格者の数をふやし過ぎているのではないかというようなことも思われるわけです。

もちろん、司法制度改革はこれから検証されて改善をされていくと思っておりますけれども、こういった数の面も含めて、これから弁護士や裁判官の皆さんなど法曹界の方々が活躍をする場面というのはどのようにしていくとお考えか、またどうあるべきとお考えか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○**後藤副大臣** 安藤委員の司法制度改革にかかわる御質問でございますけれども、司法制度改革は、国民に身近な司法制度、頼りがいのある司法制度を実現するというところで、社会の多様化や高度化に法曹が対応できる、そして、法の支配が社会の隅々に行き渡るように、法曹が社会のいろいろな場面に進出をしてしっかりと国民生活を支えるということでございます。

そういう中で、御指摘のとおり、司法試験の合格者の増加、法曹人口も増加をしております。そして一方で、今御指摘のあった弁護士の就職難という御指摘でございますが、確かに、日本弁護士連合会の調査によれば、司法修習終了者のうち、裁判官及び検察官に任官した者を除き、司法修習終了直後に弁護士としての登録をしなかった者の割合が近年増加傾向にあるということについては、そのとおりだというふうに承知をしております。

弁護士等の法曹有資格者、これらにつきましては、例えば裁判官や検察官といったそういう職務につきましては、犯罪情勢とか、裁判員制度の実施等の司法制度改革に伴う新たな業務の増加だとか、先生御指摘のような効率的で的確な裁判の運営とか、そういった観点から、業務の適切化に努めていく、人数もそういう形で整えていくということだと思います。

一方で、弁護士等の法曹有資格者全般について申し上げますと、今、平成24年8月に設置されました法曹養成制度関係閣僚会議のもとに置かれました法曹養成制度検討会議で、法曹有資格者の活動の領域のあり方というのでも検討しております、例えば企業内法曹の活用だとか、あるいは地方公共団体等での法律実務等での活躍だとか、あるいは海外展開ですとか法テラスを通じた福祉活動ですとか、いろいろな意味での、多角的な分野での活動領域の拡大方策などについてもまさに議論しておりますところでございます。

いずれにしても、検討の結果等も踏まえながら、司法制度改革の趣旨に沿うような形で、関係機関、団体と連携しながら、法曹有資格者がこうした新しい分野でますます活躍できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○石田委員長 もう終了しております。

○安藤委員 はい、最後に。

ありがとうございました。

時間が来ておりますので、もうこれで終わりにしますが、最後に、今、法曹人口がふえるということについてのお答えがありましたけれども、日本という社会は、基本的に、余り裁判に関係がないとか、法律に関係がないところで日本人は生活をしていると思います。裁判所には関係がない、それから弁護士にも特に聞くことがないというのが普通の日本人の生活だったと思いますけれども、これはある意味、幸せな社会だったのではないかなと思うんですね。

そういった、特に法律の助けをかりなくても、普通の人々が普通に生活をしていたら普通に安心して暮らせるというような社会がこれからも実現できていきますようお願いを申し上げます、私の御質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。